

5 類への位置づけ変更に伴う対応について

令和 5 年 4 月 2 8 日
京都府

5 類感染症への位置づけ変更に伴う対応

新型コロナウイルス感染症は、国内での発生から3年余りを経て、感染症法上の位置づけが5類感染症へと見直されることとなりました。

位置づけの変更に伴う国の方針のもと、医療提供体制は、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

また、これまで法や基本的対処方針に基づき実施してきた各種の措置は終了するとともに、基本的な感染対策についても、行政が一律に対応を求めるものから、個人や事業者が自主的に取り組んでいただくものとなりますが、ウイルスそのものが消失するわけではありません。

府民の皆様には、引き続き感染に十分注意しながら生活を送っていただくことが大切です。

京都府においては、感染が再拡大した場合に備え、府民の皆様が必要な治療を受けることが出来るよう、対応する医療機関の維持・拡大を進めるとともに、高齢者等、重症化リスクの高い方を守ることに引き続き重点を置きながら、医療提供体制等の円滑な移行に向けた対応を進めてまいります。

1 医療提供体制

【外来診療体制】

5類への位置づけ変更後の新型コロナ患者の診療は、幅広い医療機関で対応

〇5月8日から

〇参考(5/7まで)

○ 発熱患者等を検査・診療する「外来対応医療機関※」で対応

※医療機関数：1,180施設

※現在の診療・検査医療機関に、新たに対応する医療機関を追加

※同意が得られた医療機関を京都府のウェブサイトで公表

→最終的には、広く一般的な医療機関での医療提供を目指す

2類感染症と同様、特定の医療機関(診療・検査医療機関)で対応

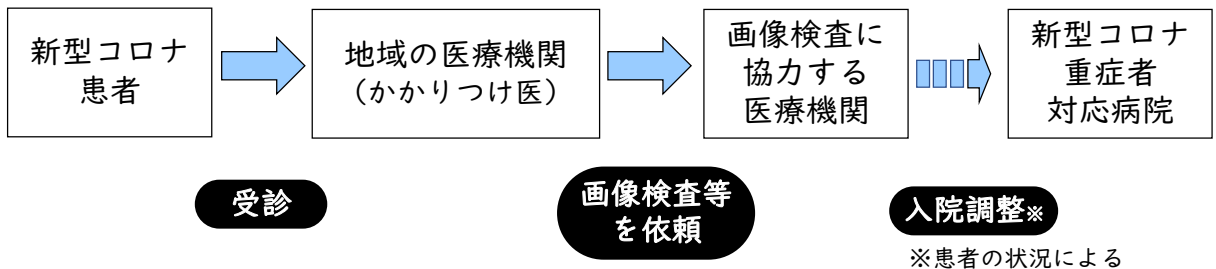
京都府内の診療・検査医療機関数は、4月28日現在で1,035施設

同意が得られた医療機関を京都府のウェブサイトで公表中



⇒ 対応医療機関を増やすため、以下の取組を実施

- ・診療に必要な画像検査(CT等)などに協力する医療機関を確保



<参考:ゴールデンウィーク中の開設医療機関への支援>

ゴールデンウィーク期間中の外来診療体制を確保するため、今年度も、診療・検査が可能な医療機関等に対する以下の支援を実施

○支援内容

外来診療を行う医療機関に対する補助 1日当たり10万円

医療機関からの薬剤処方を扱う薬局に対する補助 1日当たり5万円

○補助対象期間

令和5年5月3日～同月5日

・診療・検査が可能な医療機関を京都府ウェブサイト※で案内

※「ゴールデンウィークにおける受診可能な医療機関一覧」

・併せて、きょうと新型コロナ医療相談センターでも案内

【入院調整】

○5月8日から

- ・軽症等患者→医療機関間で入院調整
 - ・重症等患者→入院支援センターが入院調整を支援（9月末まで）
- 最終的には、医療機関間での調整を基本とする仕組みへの移行を目指す

○参考（5/7まで）

京都府が入院医療コントロールセンターで一元的に入院調整を実施

【入院体制】

○5月8日から

- ・コロナ受入病院
→重症等患者の受入体制を維持・充実
 - ・新たな受入病院
→コロナ受入経験のある病院等を中心に、軽症等患者を受入れ
- 最終的には、全病院での受入れを目指す

○参考（5/7まで）

コロナ受入病院で対応

< 5月8日以降の病床確保 > (4月28日現在)

	3月末	4月1日～	5月8日～
病院数	61病院	61病院	104病院
重症病床	175	175	170
高度重症病床	51	51	53
中等症病床	521	521	535
軽症病床	221	221	300
小計(A)	917	917	1,005
臨時医療施設(B)	110	—	—
計(A+B)	1,027	917	1,005
妊婦等配慮を要する方の専用病床	20	20	40
合計	1,047	937	1,045

2 医療相談体制

京都府と京都市が協調して取り組んでいる新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口について、5類への位置づけ変更に合わせて、「きょうと新型コロナ医療相談センター」として統合

○5月8日から

名 称	対応内容
きょうと新型コロナ医療相談センター	
電話075-414-5487 (24時間対応)	発熱相談 後遺症相談
京都府 療養者相談ダイヤル 電話075-708-7159 (24時間対応)	陽性の方に対する症状悪化時の相談
京都市 療養者相談ダイヤル 電話050-3614-9575 (24時間対応)	



○参考(5/7まで)

名 称	対応内容
きょうと新型コロナ医療相談センター	発熱相談
後遺症専用ダイヤル	後遺症相談
京都府健康フォローアップセンター※	陽性の方に対する症状悪化時の相談
京都市健康フォローアップセンター※	

※ 陽性者の登録やプッシュ型の健康観察、生活支援物資の送付等は5月7日で終了

※ きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口は7月末(夏休み前)で終了

療養に関する取扱い

陽性となった場合に、外出を控えるかどうかは、次の事項を参考に個人が判断(法律による外出自粛は求められない。)

○発症時等における推奨・配慮事項

- ・ 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただく(推奨)
- ・ その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用や、ハイリスク者との接触は控えていただく(配慮)

(令和5年4月14日付厚生労働省事務連絡)

※ 軽症者等の隔離を目的に運営してきた宿泊療養施設(1施設270床)は、5月7日で終了(他2施設は3/31終了)

3 高齢者施設等支援

高齢者施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保は、5類への位置づけ変更後も当面継続

<主な支援内容>

○感染対策の徹底

施設内感染専門サポートチームを派遣

- ・施設内で患者が発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染制御に係る指導、助言等の支援ができる専門家(医療従事者) チームを派遣

感染防止のための環境整備を支援

- ・新型コロナの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修、②簡易陰圧装置の設置、③ゾーニング等環境の整備に要する経費を支援

従事者向けに集中的検査を実施

- ・感染拡大時等における従事者に対する集中検査の実施

○医療機関との連携強化、療養体制の確保

施設内療養に必要な経費を支援

- ・施設で医療機関を確保するなど一定の要件を満たす場合、施設内療養のため、介護人材確保、職場環境復旧又は応援派遣に要する経費のほか、療養者1名あたり最大30万円を補助

医療提供に必要な経費を支援（医療機関等向け）

- ・コロナ発生施設において、協力医療機関又は外部の医療機関（施設医等で対応が困難な場合に限る）による施設内療養を行うために必要な経費を支援

4 ワクチン接種体制

【無料接種】

令和6年3月末まで延長
(府接種会場は、令和5年3月末で終了)

【接種時期・対象者等】

○春開始接種(令和5年5月8日から8月31日まで)

対象者

初回接種済の
・65歳以上の高齢者
・5歳から64歳までの基礎疾患を有する方
・医療機関・高齢者施設等従事者

※5歳から11歳までのオミクロン株対応ワクチン未接種者は接種可能

○秋開始接種(令和5年9月1日から)

対象者

初回接種済の5歳以上のすべての方

なお、初回接種については、令和6年3月末まで随時接種可能

【京都府コロナワクチン副反応相談センター】

・電話番号 075-414-5490
・受付時間 毎日9時から18時
・外国語対応可

5 医療費の公費負担

【医療費に関する措置】

5類への位置づけ変更後は、他の疾病との公平性も考慮し、新型コロナ患者の医療費や食事代は患者負担

ただし、急激な負担の増加を避けるため、入院医療費の軽減策を実施

高額な治療薬の公費負担も継続

○5月8日から

○参考（5/7まで）

外来医療費／入院医療費

加入している医療保険各制度に基づき、医療費の1割～3割と食事代の負担が必要

○5月8日から9月末までの特例措置

入院医療費

高額療養費制度※について、自己負担の上限額を最大で2万円引下げ

※ 医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度（医療費には入院時の食事代や差額ベッド代等は含まない。）

薬剤費

新型コロナウイルス感染症治療薬は、全額※公費負担

※手技料（処方箋代など）は含まない。

○外来医療費
全額公費負担

○入院医療費
全額公費負担
（食事代を含む）

○薬剤費
全額公費負担

6 患者発生動向の公表

新型コロナウイルス感染症の患者発生動向について、医療機関などがすべての感染者を保健所へ報告し、国や都道府県が毎日新規陽性者数を公表するしくみから、5類への位置づけ変更後は、指定された医療機関からの週1回の報告による感染動向把握に変更（季節性インフルエンザと同じ）

〇5月8日から（国方針）

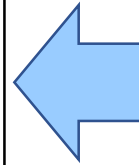
- 〇 指定された医療機関（定点医療機関※）
1箇所当たりの新規陽性者数（1週間分）を
公表

※京都府の定点医療機関 118医療機関

- 〇 死亡者数は、死亡届をもとに厚生労働省が
集計する「人口動態統計」で死亡者の総数、
死因別死亡者数等を公表予定

〇参考（5/7まで）

陽性者や死亡
者の人数を、毎日、
京都府・京都市や
国から公表



（参考）

〇今後の陽性者の公表時期及び方法

- ・ 初回は、5月8日～同月14日の分を5月19日（金）に公表予定
- ・ 国（国立感染症研究所）、府（京都府感染症情報センター）
がウェブサイトで公表
- ・ 報道機関への情報提供も、当面、継続（週1回）

7 基本的対処方針等に基づく取組

5類への位置づけ変更に伴い、政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止されることから、これらに基づき実施している以下の取組も終了

【イベントの開催制限】

○5月8日から

○イベント開催時のチェックリスト作成・公表や、安全計画の策定は不要に
(基本的対処方針に基づく開催制限は終了)

○参考(5/7まで)

・チェックリストの作成・公表、感染防止安全計画策定により収容定員での開催が可能

【飲食店における第三者認証制度】

○5月8日から

○飲食店でのパーティションの設置や距離の確保等は事業者の判断に
(飲食店における第三者認証制度は終了)

○参考(5/7まで)

・認証店(約1万2千店)において、府が定めた基準に基づく感染防止対策を実施

○ 上記の他、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業やガイドライン等コールセンターについても5月7日で終了

8 基本的な感染対策

5類への位置づけ変更に伴い、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、着用が効果的な場面でのマスクの着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、有効とされる基本的な感染対策に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

【基本的な感染対策についての政府の考え方】

○5月8日から

- 個人や事業者の判断に委ねることを基本とする
- 行政が一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む
(政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資する情報を提供)

○参考(5/7まで)

- ・法等に基づき、行政が一律に要請や呼びかけを実施

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」(令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡)

○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。(高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨)

○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効

○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)